

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号。以下「政令」という。)に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行った行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 公表の対象とする行政処分(以下「公表対象処分」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公表しないものとする。

(1) 法第7条第2項、第23条第3項、第24条第2項及び第28条並びに政令第7条の規定による鹿児島県知事との協議について同意が得られない場合又は法第23条第2項及び第28条並びに政令第7条の規定による鹿児島県知事からの要請に際し、鹿児島県知事から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

(2) 公安委員会において、当該公表対象処分の公表が適切でない認められる特段の事情があると判断した場合

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者(以下「被処分者」という。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 法第5条第2項に規定する認定番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市(区)町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分簿(別記様式。以下「行政処分簿」という。)を作成し、鹿児島県警察情報センターへの備付け及び鹿児島県警察のホームページへの行政処分簿の掲載により公表を行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

(事務担当課)

第6条 この規則の運用に関する事務は、鹿児島県警察本部交通部交通企画課において行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月9日公安委員会規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する 市町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

- 備考1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
- 2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する(例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。